

【箱根町】

端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数	359	368	351	333	301
② 予備機を含む整備上限台数	412	423	403	382	346
③ 整備台数 (予備機除く)	0	0	351	0	0
④ ③のうち 基金事業によるもの	0	0	351	0	0
⑤ 累積更新率	0%	0%	100%	100%	100%
⑥ 予備機整備台数	0	0	52	0	0
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0	0	52	0	0
⑧ 予備機整備率	0%	0%	100%	100%	100%

※①～⑧は未到来年度等にあつては推定値を記入する

(端末の整備・更新計画の考え方)

- ・ 令和元年度に町内小・中学校の情報機器端末を整備し、令和2年度に追加整備を実施した。
- ・ GIGA 第1期では、小学校1・2年生はパソコン教室のパソコン、3年生以上は1人1台の学習者用端末を利用して活用を進めてきた。令和8年度以降はパソコン教室を廃止し、児童生徒一人ひとりにタブレット端末が行き渡るよう整備し、運用を開始する。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数：274台

○処分方法

- ・ 使用済端末を公共施設や福祉施設など地域で再利用 : 0台
- ・ 小型家電リサイクル法の認定事業者に再使用・再資源化を委託 : 0台
- ・ 資源有効利用促進法の製造事業者に再使用・再資源化を委託 : 274台

○端末のデータの消去方法

- ・ 自治体の職員が行う

処分事業者へ委託する

○スケジュール (予定)

- 令和8年8月 処分事業者選定
- 令和8年9月 新規端末の使用開始
- 令和8年10月 使用済端末の事業者への引き渡し

○その他特記事項

令和元年に整備したリース機83台については、リース会社にて処分を実施する。

(「⑤ 累積更新率」が令和10年度までに100%に達しない場合は、その理由)